

令和6年度

府中町下水道事業  
経営審議会

第3回



# はじめに

## 本日の内容

1. 経営健全化の取組
2. 使用料体系の検討

# はじめに

## (参考) 前回の振り返り

### ● 前回ご提示した使用料改定案

必要な経費を使用料で賄う(経費回収率を100%とする)ことを条件として、以下の案を提示しました。

案	概要
A案	足りない部分を全て使用料で賄い、加えて投資のために利益を出す改定率 → 全体で約23%+ $\alpha$ の引き上げ
B案	経費回収率100%のため、最低限必要となる改定率※ → 全体で約16%の引き上げ



**【方針】**  
B案にて検討を行う

※最低限の経営努力として総務省が示す基準(使用料平均単価150円/m<sup>3</sup>)を満たす金額。  
府中町の使用料平均単価は130円程度であり、最低限の基準を下回っています。

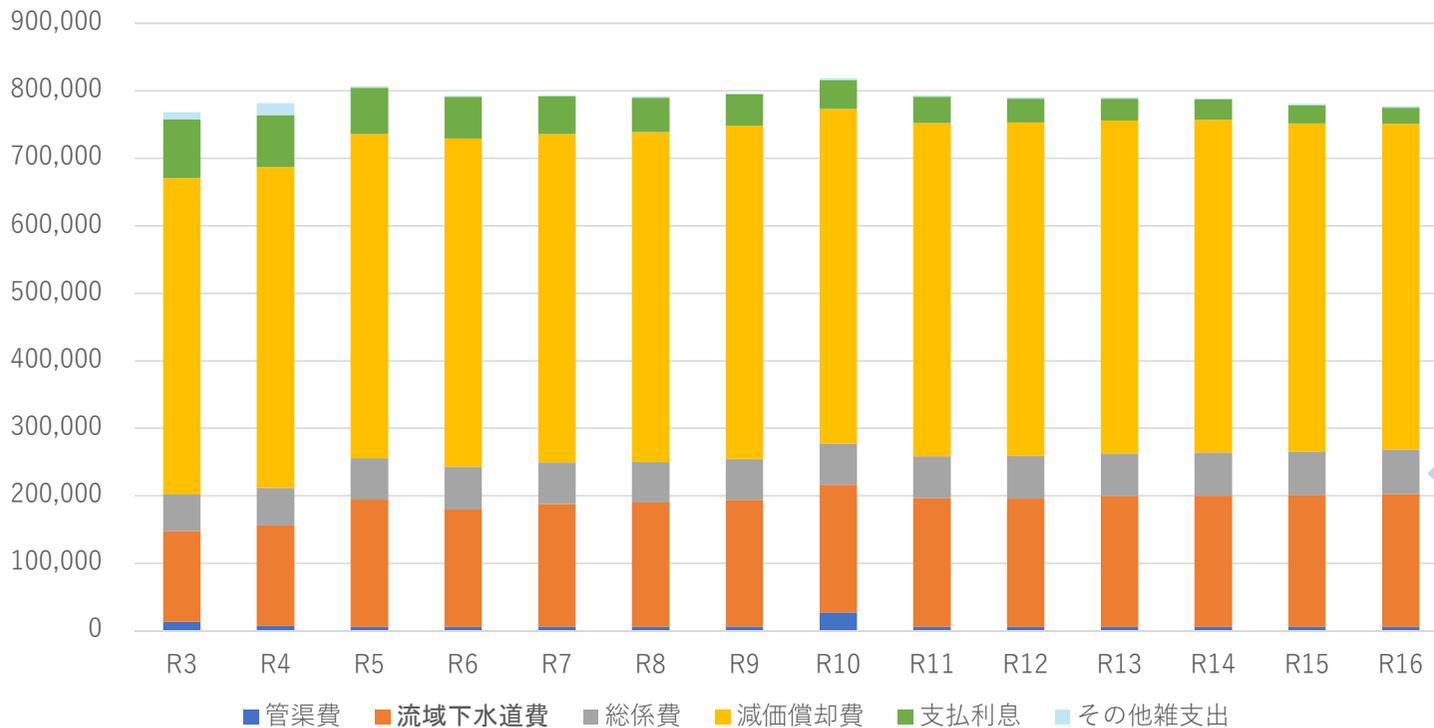
# 1. 経営健全化の取組

# 1. 経営健全化の取組

第1回資料より

## 汚水に係る経費

単位:千円



■ 支払利息  
■ 減価償却費  
■ 流域下水道費 ※  
は当町の努力による削減が困難

主に「総係費」に含まれる  
人件費や事務費について、  
削減を図っています。

※ 流域下水道費は県において経費削減の検討が行われています。

## 1. 経営健全化の取組

### 経営健全化の取組（自主財源の確保）

● 現在、下水道供用開始区域内で下水道に未接続の世帯が約950世帯、未整備区域内の世帯が約280世帯あり、これらの世帯が下水道に接続した場合、年間約1,850万円の使用料収入が見込まれます。

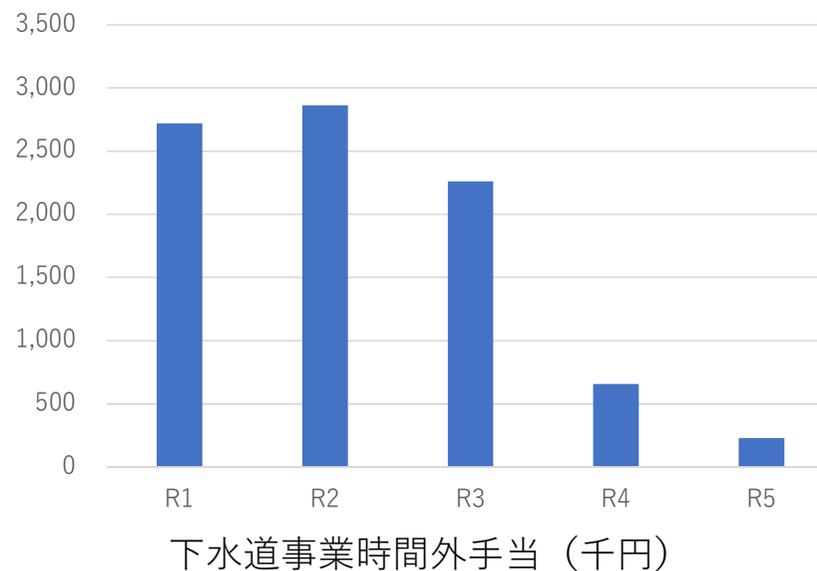
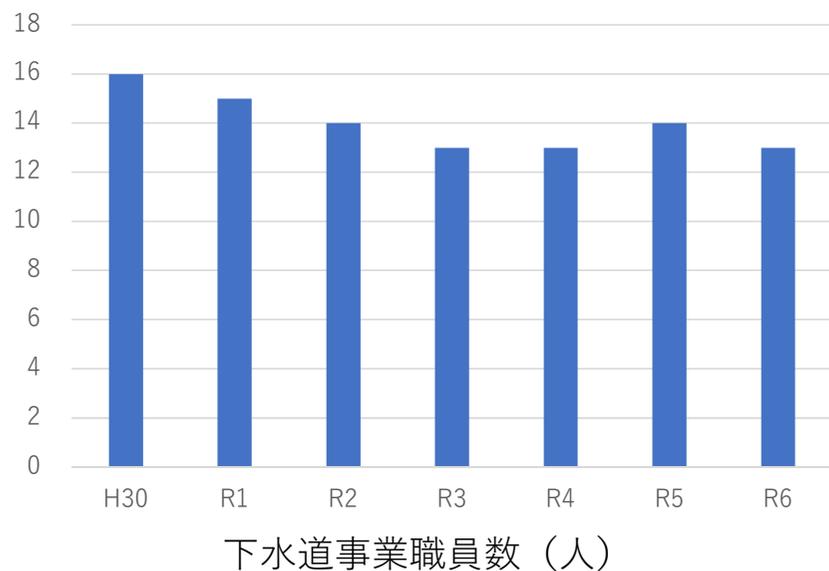
接続にあたっては、接続工事に係る費用の貸付制度を設けているほか、未接続の世帯に対して定期的に個別訪問や郵送による依頼を行い、接続率の向上を図っています。

今後は、接続依頼の頻度を上げるなど、更なる向上を目指した取り組みを進めていきます。

# 1. 経営健全化の取組

## 経営健全化の取組（経費の削減）

人件費削減に向け、人員配置の適正化を図っています。  
また、時間外業務の削減にも取り組んでいます。





## 2. 使用料体系の検討

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系の考え方

- 経費回収率100%を達成するための最低限度の改定として、**全体で16%の改定**とします。
- 現行の使用料体系は累進度が高く、大口使用者の負担が大きいため、大口使用者にとって過度な負担増とならないようにします。
- 一方、生活困窮者等にとっては、値上げにより受ける影響が大きいため、小口使用者の負担増を極力抑制します。

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案について

「全体で16%の改定」とすることを条件として、使用料体系の案を以下のとおり設定しています。

種別	体系案
家庭用、営業用	4案 (B-④～④-3)
公衆浴場	3案 (C-①～③)
プール及び土木工事等	3案 (D-①～③)

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案について(家庭用、営業用)

体系案	概要
A	汚水経費を全額使用料で賄うこととして「全体で23%の改定」を行う (第2回資料のA-④案の修正版)
B-④	最低限度の改定率として「全体で16%の改定」を行う (第2回資料のB-④案と同じ)
B-④-1	B-④をベースに小口使用者の負担を軽減 (負担軽減大)
B-④-2	// (負担軽減中)
B-④-3	// (負担軽減小)

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案(家庭用)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

区分	排出量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	A (円)	B-④ (円)	B-④-1(円)	B-④-2(円)	B-④-3(円)
基本料金	0~6	695	820	800	700	740	780
超過料金 ※1m <sup>3</sup> につき	7~10	5	50	40	30	25	20
	11~15	106	130	120	150	145	140
	16~20	162	200	180	190	185	180
	21~40	233	270	255	265	265	265
	41~100	311	355	340	350	350	350
	101~	344	390	380	380	380	380

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案の比較(家庭用)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

排出量	現行	A		B-④		B-④-1		B-④-2		B-④-3	
	金額(円)	金額(円)	改定率								
10m <sup>3</sup>	715	1,020	43%	960	34%	820	15%	840	18%	860	20%
20m <sup>3</sup>	2,055	2,670	30%	2,460	20%	2,520	23%	2,490	21%	2,460	20%
30m <sup>3</sup>	4,385	5,370	23%	5,010	14%	5,170	18%	5,140	17%	5,110	17%
40m <sup>3</sup>	6,715	8,070	20%	7,560	13%	7,820	17%	7,790	16%	7,760	16%
50m <sup>3</sup>	9,825	11,620	18%	10,960	12%	11,320	15%	11,290	15%	11,260	15%
100m <sup>3</sup>	25,375	29,370	16%	27,960	10%	28,820	14%	28,790	14%	28,760	13%

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案(営業用)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

区分	排出量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	A (円)	B-④ (円)	B-④-1(円)	B-④-2(円)	B-④-3(円)
基本料金	0~6	695	820	800	700	740	780
超過料金 ※1m <sup>3</sup> につき	7~10	5	50	40	30	25	20
	11~15	106	130	120	150	145	140
	16~20	177	215	195	210	205	200
	21~40	256	290	280	295	290	285
	41~100	326	355	350	360	360	360
	101~200	395	415	410	420	420	420
	201~500	440	450	450	455	455	455
	501~1,000	472	480	480	480	480	480
	1,001~	495	500	500	500	500	500

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案の比較(営業用)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

排出量	現行	A		B-④		B-④-1		B-④-2		B-④-3	
	金額(円)	金額(円)	改定率								
10m <sup>3</sup>	715	1,020	43%	960	34%	820	15%	840	18%	860	20%
20m <sup>3</sup>	2,130	2,745	29%	2,535	19%	2,620	23%	2,590	22%	2,560	20%
50m <sup>3</sup>	10,510	12,095	15%	11,635	11%	12,120	15%	11,990	14%	11,860	13%
100m <sup>3</sup>	26,810	29,845	11%	29,135	9%	30,120	12%	29,990	12%	29,860	11%
500m <sup>3</sup>	198,310	206,345	4%	205,135	3%	208,620	5%	208,490	5%	208,360	5%
1000m <sup>3</sup>	434,310	446,345	3%	445,135	3%	448,620	3%	448,490	3%	448,360	3%

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案(公衆浴場)

- ・基本料金および20m<sup>3</sup>までの超過料金は、家庭用と同一の料金とします。
- ・21m<sup>3</sup>以上の超過料金について、次のとおり3案を設定しています。

C-①: 変更なし、 C-②: 3円増額、 C-③: 6円増額(16%増)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

区分	排出量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	C-① (円)	C-② (円)	C-③ (円)
基本料金	0~6	695			
超過料金 ※1m <sup>3</sup> につき	7~10	5	家庭用と 同一金額		
	11~15	106			
	16~20	162			
	21~	35			

← ①~③案

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案の比較(公衆浴場)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

排出量	現行	C-①		C-②		C-③	
	金額(円)	金額(円)	改定率	金額(円)	改定率	金額(円)	改定率
1,000m <sup>3</sup>	36,355	36,790	1%	39,730	9%	42,670	17%
1,500m <sup>3</sup>	53,855	54,290	1%	58,730	9%	63,170	17%
2,000m <sup>3</sup>	71,355	71,790	1%	77,730	9%	83,670	17%

※20m<sup>3</sup>までの料金は、「B-④-2案」と仮定しています。

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案(プール及び土木工事等)

・次のとおり、3案を設定しています。

D-①: 3円増額

D-②: 15円増額

D-③: 28円増額(16%増)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

区分	排出量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	D-① (円)	D-② (円)	D-③ (円)
超過料金 ※1m <sup>3</sup> につき	1~	177	180	192	205

## 2. 使用料体系の検討

### 使用料体系案の比較(プール及び土木工事等)

【1か月あたりの使用料(税抜)】

排出量	現行	D-①		D-②		D-③	
	金額(円)	金額(円)	改定率	金額(円)	改定率	金額(円)	改定率
50m <sup>3</sup>	8,850	9,000	2%	9,600	9%	10,250	16%
100m <sup>3</sup>	17,700	18,000	2%	19,200	9%	20,500	16%
500m <sup>3</sup>	88,500	90,000	2%	96,000	9%	102,500	16%
1,000m <sup>3</sup>	177,000	180,000	2%	192,000	9%	205,000	16%

## 2. 使用料体系の検討

### その他の事項① ～改定時期等～

- 改定時期

使用者に十分な周知・広報を行い、ご理解をいただく必要があると考えられることから、周知・広報にかかる期間を考慮し、改定時期を「令和8年4月1日」とします。

- 算定期間

使用料の検証は5年ごとに行うこととし、今回の検証に係る算定期間は「令和7年度から令和11年度までの5年間」とします。令和12年度以降の使用料については改めて検証を行います。

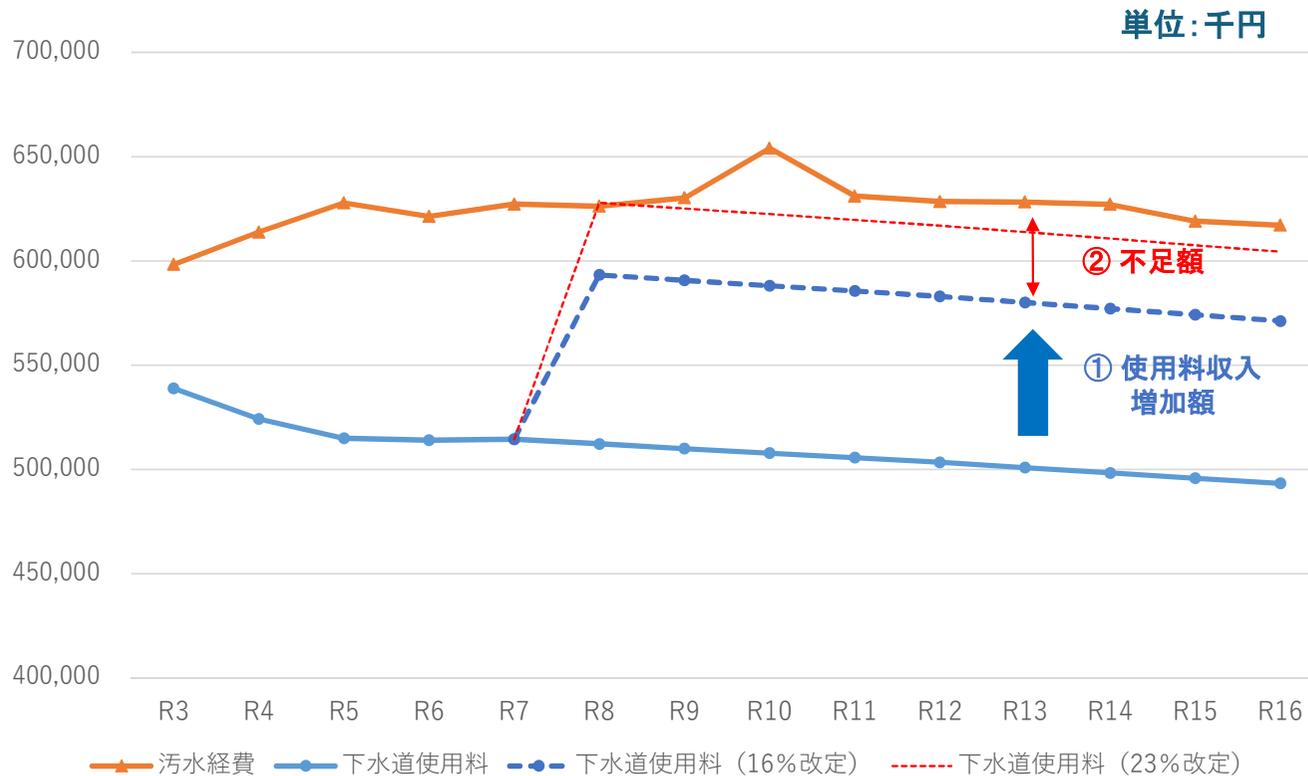
## 2. 使用料体系の検討

### その他の事項② ～今後継続する取り組み～

- 改定の必要性や内容について周知・広報を十分に行い、使用者の理解促進に努めます。
- 継続して経費削減に努めるとともに、下水道接続率向上による使用料の増収等、経営努力に努めます。
- 施設の老朽化や、災害等の可能性を踏まえ、必要となる事業の実施や運営に努めます。
- 経営状況を常に把握し、経営計画から大きく乖離する場合には必要な検証を行います。

## 2. 使用料体系の検討

### 改定を踏まえた污水収支見込 (令和8年度からの改定を想定)



① 使用料の改定により、使用料収入は約8千万円増加します。

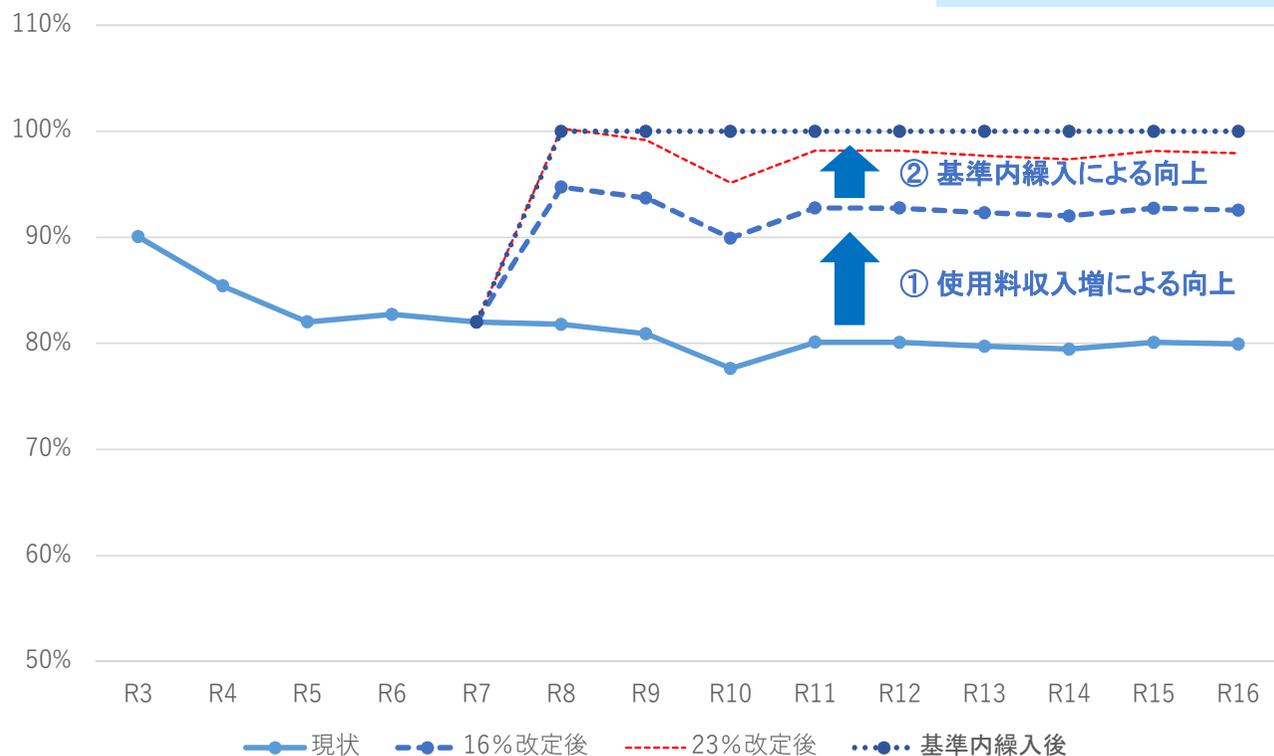
② 改定後も不足する約4千500万円については、一般会計からの繰り入れを行うことで補います。

※污水経費は長期前受金戻入、基準内繰入相当額を控除

## 2. 使用料体系の検討

### 改定を踏まえた経費回収率見込（令和8年度からの改定を想定）

※ 経費回収率：年間の使用料収入／年間の汚水経費



① 使用料の改定により、経費回収率は93%程度に向上します。

② また、不足する部分への一般会計繰入を「基準内繰入」として扱うことで、経費回収率は100%となります。